

附 属 資 料

1. 諮問書 附- 1
2. 第 3 期八王子市市民参加推進審議会委員名簿 附- 3
3. 審議経過 附- 4
4. 八王子市市民参加条例 附- 5
5. 八王子市市民参加条例施行規則 附- 9

24八政政発第149号
平成25年1月8日

八王子市市民参加推進審議会
会長 進 邦 徹 夫 殿

八 王 子 市 長
石 森 孝 志

八王子市市民参加推進審議会（第3期）への諮問について

貴審議会に別紙のとおり諮問します。

諮 問 書

八王子市市民参加条例の適切な運用を図るため、以下の事項について審議会の意見を求めます。

<諮問事項>

- 1 市民参加条例の運用状況の検証について
- 2 町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について

<各項目の諮問理由>

1 市民参加条例の運用状況の検証について

市は、市民参加条例（以下「条例」という。）の運用状況や効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うこととしています。条例制定から4年が経過し、市民参加による行政運営は庁内においても定着しつつあります。今後も、より適切で効果的な運用としていくため、条例の運用状況の検証と意見を求めます。

2 町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について

新基本構想では「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」の基本理念のもと、協働を基本とした市民自らの手によるまちづくりに向けて、地域コミュニティの活性化を目指しています。

また、第2期市民参加推進審議会の答申では市政に参加する市民を増やすには「人と人とがつながる地域社会の存在の必要性」と「市民がそれぞれの地域社会へ参加すること」が大切であるとのことをご意見をいただきました。

そこで、人と人とがつながる地域社会の醸成や、現在活動に参加していない市民や地域とのつながりが薄い市民の参加を促す点において効果を期待できるとともに、市民誰もが生きがいと責任を感じ、自らの手で住みよいまちづくりを行うために必要な、町会・自治会活動や市民活動の活性化に向けて市が取り組むべき方策について意見を求めます。

2. 第3期八王子市市民参加推進審議会委員名簿

氏名	ふりがな	所属	区分
吉田 恭子	よしだ きょうこ	市民委員	第11条 第3項1号委員 (公募市民)
吉永 鴻一	よしなが こういち	市民委員	
渡辺 弘樹	わたなべ ひろき	市民委員	
◎進邦 徹夫	しんぼう てつお	杏林大学 総合政策部 教授	第11条 第3項2号委員 (学識経験者)
朝日ちさと	あさひ ちさと	首都大学東京 都市教養学部 都市政策コース 准教授	
前野 修	まえの おさむ	八王子市町会自治会連合会	第11条 第3項3号委員 (市長が必要 と認める者)
石渡 ひかる	いしわた り ひかる	市民活動団体代表	
○春田 博	はるた ひろし	市民活動団体代表	

◎会長、○副会長

3. 審議経過

	場所	審議事項
第1回 (H25. 1. 8)	本庁舎 特別会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員辞令交付 2. 会長・副会長の選出 3. 市長からの諮問 4. 審議会の運営について 5. 八王子市市民参加条例について 6. 諮問事項についての意見交換
第2回 (H25. 3. 4)	八王子駅南口 総合事務所 会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回の議事概要の確認について 2. 八王子ビジョン2022における市民参加の推進について 3. 諮問事項についての意見交換
第3回 (H25. 7. 4)	川口 市民センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回の議事概要の確認について 2. 「町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について」の視察及び議論 ・町会自治会視察（唐松町会）
第4回 (H25. 8. 19)	クリエイト ホール10階 第5学習室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回の議事概要の確認について 2. 第2期審議会答申を受けての市の対応策について 3. 「市民参加条例の運用状況の検証について」の議論 4. 「町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について」の議論
第5回 (H25. 11. 21)	八王子駅南口 総合事務所 会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回の議事概要の確認について 2. 「市民参加条例の運用状況の検証について」の議論 3. 「町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について」の議論
第6回 (H26. 3. 20)	クリエイト ホール10階 第5学習室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回の議事概要の確認について 2. 「市民参加条例の運用状況の検証について」の議論 3. 「町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について」の議論
第7回 (H26. 7. 10)	クリエイト ホール10階 第5学習室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回の議事概要の確認について 2. 「市民参加条例の運用状況の検証について」の議論 3. 「町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について」の議論
第8回 (H26. 8. 28)	八王子駅南口 総合事務所 会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回の議事概要の確認について 2. 「市民参加条例の運用状況の検証について」の議論 3. 「町会・自治会活動や市民活動のさらなる活性化について」の議論 4. 諮問事項における答申（案）について
答申書手交 (H26. 11. 18)	本庁舎 市長公室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 審議会からの答申

4. 八王子市市民参加条例

平成20年3月28日

条例第9号

私たちのまち八王子は、市民と市との協働により、活力にあふれた都市の実現を目指している。

これまでも、市政への市民参加は、様々な場で行われてきたところであるが、市民の多様な価値観を地域の特性として活かし、豊かな社会を創造するためには、市民の意見が、市政に的確に反映される仕組みを構築する必要がある。

この仕組みは、市民と市が情報を共有して運用され、市民が自発的、自主的に、かつ、自由に参加することができ、市民と市又は市民と市民が互いに信頼し、共感することを基本原則としなくてはならない。

ここに、市政への参加が市民の権利であり、市民自治の基本原則であることを確認するとともに、市民参加をより一層確かなものとし、市民との協働によるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民参加に関する基本的な事項を定めることにより、市民の市政への参加を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参加 政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が市政にかかわることをいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民参加を基本とした市政運営を行うものとする。

- 2 市は、市民参加しやすい環境を整備するものとする。
- 3 市は、市政に関する情報を市民に分かりやすくかつ積極的に公表し、又は提供するとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、責任と自覚を持って市民参加するよう努めるものとする。

- 2 市民は、互いの立場を尊重し市民参加するよう努めるものとする。

(市民参加の方法)

第5条 この条例における市民参加の方法は、次のとおりとする。

- (1) パブリックコメント手続（政策の立案に当たり、実施機関が、事前にその趣旨、内容その他必要な事項を公表し、市民に意見を求め、政策を意思決定するとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する手続をいう。以下同じ。）の実施
- (2) 審議会等（法令、条例等に基づき設置された審議会、協議会等をいう。以下同じ。）の開催
- (3) 市民会議（会議に参加した市民自身が会議を運営し、報告書、計画書、条例素案等を作成するための会議をいう。）の開催
- (4) ワークショップ（市民と市又は市民と市民が、議論し、また、実際に体験することで、互いの理解を深めるグループによる学びと創造の方法をいう。）の実施
- (5) 公聴会、説明会の開催
- (6) アンケート調査、聞き取り調査その他の広聴活動
(立案過程における市民参加)

第6条 実施機関は、次の各号に掲げる計画、条例等の案の立案過程において、前条各号に定める市民参加の方法（以下「参加方法」という。）のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - (2) 市政に関する基本方針を定め、市民の生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与え、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - (3) 大規模な公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加を要しないものとする。
- (1) 緊急に行う必要があるもの
 - (2) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
 - (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - (4) 実施機関内部の事務処理に関するもの
 - (5) 軽易なもの

3 前項第1号の規定により市民参加の対象としなかったときは、その理由を公表しなければならない。

(実施及び評価過程における市民参加)

第7条 実施機関は、前条第1項各号に掲げる計画、条例等が策定された後、その実施及び評価の過程においても、参加方法のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

(パブリックコメント手続)

第8条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ、対象とする事案その他別に定める事項を公表しなければならない。

2 パブリックコメント手続により意見を提出する市民は、原則として住所及び氏名を明らかにしなければならない。

3 パブリックコメント手続における意見の提出期間は、30日以上とし、意見の提出を求める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により30日の期間を確保できない場合は、この限りでない。

4 実施機関は、前項ただし書の規定により意見の提出期間として30日を確保できない場合は、その理由を公表しなければならない。

5 実施機関は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公開するものとする。

(1) 提出された意見の内容

(2) 提出された意見の検討結果及びその理由

6 前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は別に定める。
(審議会等)

第9条 実施機関は、審議会等を設置する場合は、その設置趣旨及び審議内容に応じ、原則として公募により選考された市民を審議会等の構成員とするものとする。

2 実施機関は、審議会等の構成員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、透明性及び信頼性の高い運営を行うよう努めるものとする。

3 実施機関は、審議会等の会議を公開しなければならない。ただし、公開することにより支障が生じると認められる場合は、この限りでない。

4 実施機関は、審議会等の会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

5 実施機関は、審議会等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、八王子市情報公開条例（平成12年八王子市条例第67号）第8条各号に定める非公開情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は別に定める。

(その他の参加方法)

第10条 実施機関は、政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、第5条各号に定めるもののほか、より効果的と認められる参加方法がある場合には、これを積極的に用いるよう努めるものとする。

(推進審議会の設置等)

第11条 市民参加条例の適切な運用を図るため、市長の附属機関として、八王子市市民参加推進審議会（以下「推進審議会」という。）を置く。

2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) この条例の運用に関すること。
- (2) 新たな市民参加の方法に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関し必要な事項

3 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4 推進審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(条例の見直し)

第12条 市は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

5. 八王子市市民参加条例施行規則

平成20年9月26日

八王子市規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市市民参加条例（平成20年八王子市条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第2条 条例の規定による公表及び公開は、次に掲げる方法のうち1以上の方法により行うものとする。

- (1) 八王子市公告式条例（昭和25年八王子市条例第13号）第2条に規定する掲示場への掲示
- (2) 市が発行する広報紙への掲載
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) 市の施設での閲覧又は配布
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

(パブリックコメント手続)

第3条 条例第8条第1項に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施策の案を作成した趣旨、目的及び背景並びに施策の案の要旨
 - (2) その他必要な資料
- 2 パブリックコメント手続により意見を提出する者は、条例第8条第2項に規定するもののほか、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
- (1) 施策の案の名称
 - (2) 施策の案に対する意見及びその理由
 - (3) 市内に在勤する者にあつては、当該勤務先の名称及び所在地
 - (4) 市内に在学する者にあつては、当該学校の名称及び所在地
 - (5) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体にあつては、当該事務所又は事業所の名称及び所在地
- 3 パブリックコメント手続による意見の提出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。
- (1) 持参
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ

- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が指定する方法
(推進審議会の組織及び運営)

第4条 条例第11条第1項に規定する八王子市市民参加推進審議会（以下「推進審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 推進審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 推進審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 推進審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 推進審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 推進審議会の庶務は、総合経営部広聴課において処理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、推進審議会の運営について必要な事項は、会長が推進審議会に諮って定める。

(運用状況の報告)

第5条 市長は、毎年度、条例の運用状況を推進審議会に報告しなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月23日規則第40号)

この規則は、平成25年8月26日から施行する。